

鳥取県告示第 562 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字鷹ノ子756の2、字西屋敷863の1、865の1、866の1、867、字東屋敷948、字越堂970の2、970の3、字畑口998、1000、大字下蚊屋字下坂尻38の6、字蔭ノ平ラ89の1、字垣ノ内149、字迹谷333の1、333の2、336の1、336の2（次の図に示す部分に限る。）、336の3、336の4、336の6、字下モノ段382の2、382の12、字三王原388の1、大字洲河崎字寺川212、字上エノ山1049の2、1050の2、1050の3、大字俣野字足谷下平276、277の2、字上ミ村611、字寺山ノ下モ612、614、615の1、616の1、617の1、字足谷上ミ平624の2、626、633の2、字原林2037の3、2038の4、2065の1、字畦高上エ2078の1、字バンジャウ2185、大字江尾字船谷景ノ平405の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐採は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）